

千葉市立青葉病院図書室整備・運営委員会設置要綱

〔目的〕

第1条 千葉市立青葉病院内の図書、各種研修・研究材料の整備・充実を図るため、青葉病院図書室整備・運営委員会〔以下「委員会」という。〕を設置する。

〔所掌事務〕

第2条 委員会は次に掲げる事項について協議・調整する。

- 〔1〕 図書室の整備・運営に関する事項
- 〔2〕 オンライン文献検索に関する事項
- 〔3〕 その他、委員会の目的達成を図るための必要事項

〔組織〕

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、副院長が指名する。

3 副委員長は、委員長の指名に基づき、委員から選任する。

4 委員会の組織は、医師、看護師、臨床検査技師、薬剤師の職にあるもの及び事務局により構成する。

〔会議〕

第4条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員会の議長は委員長とし、委員長に事故あるときは副委員長が議長の職務を代理する。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

5 委員長は、必要に応じて委員以外の出席を求めることができる。

〔庶務〕

第5条 委員会の庶務は、事務局総務班において総理する。

〔委任〕

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則 この規程は、平成22年9月13日より施行する。

附則 この規程は、平成23年4月1日より施行する。

附則 この規程は、平成27年4月1日より施行する。

附則 この規程は、平成31年4月1日より施行する。

附則 この規程は、令和2年4月1日より施行する。

附則 この規程は、令和3年5月17日より施行する。

附則 この規程は、令和4年4月1日より施行する。